

事項	(現行) 個人情報保護条例	改正個人情報保護法	(新設) 個人情報保護法施行条例
「個人情報」の定義	特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)	生存する個人に関する情報であって、… 特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)	
個人情報の取扱い	外部委託、目的外利用、外部提供、外部(オンライン)結合をする際は、個人情報保護審議会への事前の意見聴取や事後報告が必要	安全管理措置を講ずる義務規定や目的外利用、外部提供についての規定はあるものの、個人情報保護審議会への事前の意見聴取や事後報告を必要とする規定はない。 ※個別に条例で審議会の諮問を要する旨を定めることも許容されない	規定しない(法の規定を順守) ただし、内部管理手続(記録票の提出等)について、条例施行規則に規定
保有個人情報の漏えい時の報告義務	(規定なし)	保有個人情報の漏えい等が生じた場合の個人情報保護委員会及び本人への報告義務	
開示の実施に要する費用	手数料は無料 写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の実費負担	「条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」	(現行と同じ) 手数料は無料 写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の実費負担
開示決定等の期限	原則：開示請求があった日から14日以内 延長：開示請求があった日から60日以内 特例延長：なし	原則：開示請求があった日から30日以内 延長：当初の開示期限から30日以内(60日) 特例延長：相当の期間内 ※条例で、法の規定より短い期限に設定することは可能	原則：開示請求があった日から14日以内 延長：開示請求があった日から44日以内 特例延長： <u>相当の期間内</u>
個人情報保護審議会への諮問事項	1 開示請求等に対する審査請求 2 特定個人情報保護評価の第三者点検 3 条例に規定する事項(※) ※ 外部委託や、外部(オンライン)結合等をする際における事前の意見聴取	「条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」	1 開示請求等に対する審査請求 2 特定個人情報保護評価の第三者点検 3 次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき (1)この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2)法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合 (3)実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
行政機関等匿名加工情報の提供	(規定なし)	経過措置により、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、それ以外の地方公共団体については実施は任意	導入を見送る(規定しない)
個人情報保護委員会の監視	(規定なし)	地方公共団体に対する資料の提出の要求、実地調査、指導、助言、勧告等	